

県内飲食店、宿泊業等の事業者さま向けの制度です

プラスチック代替製品 利用促進補助金

補助
上限

30万円

補助率

補助対象経費の2分の1以内

プラスチック代替製品とは？

プラスチックに代わり紙、木、バイオプラスチックなどの素材で作られた製品

例) 紙製ストロー
木製フォーク・スプーン
バイオマスプラスチック製アメニティ



対象事業

●プラスチック代替製品の導入

(例) 飲食店で、ストローをプラスチックから紙製に変える場合
新規開業する民宿で、宿泊客に配るブラシをバイオマスプラスチック製のものにする場合

●プラスチック代替製品を導入したことの情報発信

(例) 自社ホームページ、SNS、店頭の貼紙など、適切な方法で、代替製品を導入したことを掲示

申請期限

令和6年3月1日

福井県エネルギー環境部循環社会推進課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1
TEL 0776-20-0317 / FAX 0776-20-0679
✉ juncan@pref.fukui.lg.jp



プラスチックは
えらんで
減らして
リサイクル

要件等

●補助対象事業

- ・商品やサービスの提供にあわせて提供する物品（容器、包装を含む）をプラスチック製のものからプラスチック代替製品に変える場合
- ・新規商品の販売または新規サービスの提供にあわせて提供する物品（容器、包装を含む）にプラスチック代替製品を採用する場合（類似商品の販売等時にプラスチック製品があわせて提供されることが多い場合に限ります。）

●補助対象者

県内で店舗等を経営する事業者（ただし、大企業もしくはみなし大企業またはこれらの者とフランチャイズ契約を締結して事業を行っている者を除きます。）

●補助額等

プラスチック代替製品の購入費の2分の1
（上限30万円/事業所（店舗））

●対象となるプラスチック代替製品

- ・（一社）日本有機資源協会のバイオマスマーク認定商品
- ・日本バイオプラスチック協会のバイオプラマーク取得製品
- ・紙、木などを主たる素材とする製品

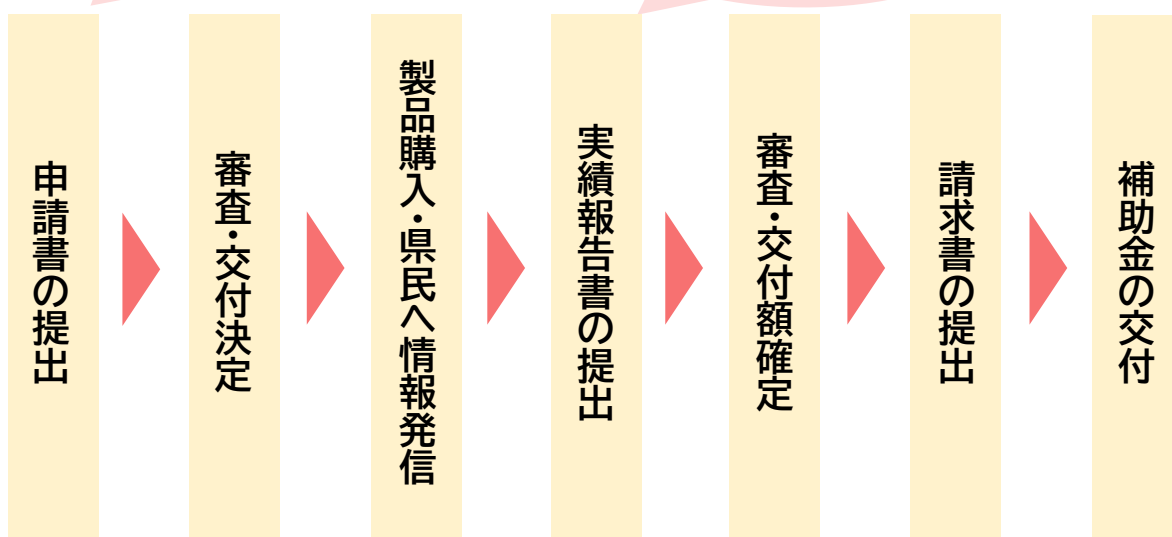
●情報発信

補助対象者は、補助対象事業の実施について、自社ホームページ、SNS、店頭の貼紙など、適切な方法で情報発信しなければなりません。

補助金交付の流れ

令和6年3月1日まで

事業完了から1か月以内
または令和6年4月10日
のどちらか早い日まで



福井県エネルギー環境部循環社会推進課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1
TEL 0776-20-0317 / FAX 0776-20-0679
✉ juncan@pref.fukui.lg.jp



減らそう
プラスチックごみ
守ろう
未来の福井